

広島県告示第八百八十一号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第五項及び同項の規定により準用する同法第三条第三項の規定によって、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定する。

令和七年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 特定都市河川

河川名	区間	
	上流端	下流端
黒瀬川	左岸 東広島市志和町志和東字上唯一〇九九二番地先	瀬戸内海に至る
	右岸 東広島市志和町志和東字上唯一〇九九一番地先	
長谷川	左岸 呉市郷原町字西長谷三九〇一番三地先	黒瀬川への合流点
	右岸 呉市郷原町字西長谷三九〇〇番二地先	
イラスケ川	左岸 東広島市黒瀬町津江字北長尾一〇三六一番一 地先	黒瀬川への合流点
	右岸 東広島市黒瀬町津江字北長尾一〇三五三番二 地先	
笹野川	左岸 東広島市黒瀬町兼広字白崎一〇二六二番地先	黒瀬川への合流点
	右岸 東広島市黒瀬町兼広字白崎一〇二五三番一 地先	
光路川	左岸 東広島市黒瀬町檜原字砂子段一五二三番三 地先	黒瀬川への合流点
	右岸 東広島市黒瀬町檜原字砂子段一五〇五番五 地先	
神洗川	左岸 東広島市黒瀬町大多田字東大東一〇四六〇番 一 地先	黒瀬川への合流点
	右岸 東広島市黒瀬町大多田字田代一〇二二番一 地先	
猿田川	左岸 東広島市黒瀬町南方字築寄三六〇四番一 地先	黒瀬川への合流点
	右岸 東広島市黒瀬町南方字築寄三六〇二番一 地先	
竹保川	左岸 東広島市黒瀬町国近字尾崎一一八八番一 地先	黒瀬川への合流点
	右岸 東広島市黒瀬町国近字尾崎一一八八番一 地先	

半尾川	原比川		中川		戸坂川		温井川		角脇川		古河川		檜山川		小田山川		松板川		
左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸
東広島市西条岡町七八一番地先	東広島市西条町土与字丸新建一〇一三六番地先	東広島市西条町助実字今宮一〇二七七番一二地先	東広島市西条町吉行一七二三番四地先	東広島市西条町吉行字浜田九三二番二地先	東広島市八本松町吉川二八五四番一地先	東広島市八本松町吉川二八九二番二地先	東広島市八本松町原一三一一番五地先	東広島市八本松町原一六八五番三地先	東広島市鏡山一丁目三二二番四地先	東広島市鏡山一丁目三二二番三地先	東広島市八本松町吉川三六四二番二地先	東広島市八本松町原五一三番三地先	東広島市西条町郷曾一五二四番一地先	東広島市西条町郷曾一五五九番一地先	東広島市西条町郷曾字山田一五四番二地先の市道橋下流端	東広島市西条町郷曾字山田一五四番二地先の市道橋下流端	東広島市西条町福本八二二番一地先	東広島市西条町福本二五二番三地先	東広島市黒瀬町国近字尾崎一一八四番一地先
黒瀬川への合流点	中川への合流点		黒瀬川への合流点		古河川への合流点		古河川への合流点		古河川への合流点		黒瀬川への合流点		小田山川への合流点		黒瀬川への合流点		黒瀬川への合流点		

		番蔵川		深堂川		田房川		三永川		高尾川	
右岸		左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸
東広島市西条西本町一一七二番二地先		東広島市西条町下見四七七五番二地先の市道橋下流端	東広島市西条町下見四七七五番二地先の市道橋下流端	東広島市八本松飯田九丁目二八九〇番二地先	東広島市八本松町宗吉字中山一〇五七六番二地先	東広島市八本松町篠字タバサ一四七四番一地先	東広島市八本松町篠字タバサ一四七一番一地先	東広島市西条町下三永字京面二九〇三番一一地先の県道橋下流端	東広島市西条町下三永字京面二九〇三番一一地先の県道橋下流端	東広島市西条町下三永字若山一〇四六七番四一地先	東広島市西条町下三永字若山一〇四六七番四二地先
		黒瀬川への合流点		黒瀬川への合流点		黒瀬川への合流点		黒瀬川への合流点		三永川への合流点	

二 特定都市河川流域

広島県呉市、東広島市のうち、次の図面に示す部分

(図面省略)

その図面は、広島県土木建築局河川課、広島県西部建設事務所呉支所及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。